

## 江戸期における鴨川の堤防に関する研究 — 「川方勤書」・「賀茂川筋名細絵図」を中心に—

鈴木 康久  
山崎 達雄

### [要旨]

京都市民の憩いの場である鴨川は、江戸期の寛文年間に整備された新堤によって空間的な基盤が整ったといえる。この新堤に関する研究は少なく、実態が明らかにされていない。そこで、2018年に京都産業大学図書館が入手した宝永年間の作成と考えられる「川方勤書」と、表裏一体となる「賀茂川筋名細絵図」の記載に基づき、堤防の整備区間、形状、管理手法について明らかにすると共に、堤防の整備目的について考察した。

その結果として明らかになったことは、寛文年間に鴨川の五条橋から上流の両岸に約4200間の新堤が整備された。その後、洪水の度に西堤は修復を行っていたが、東堤は延宝二年と四年の洪水で流失している。そこで、元禄十一年に改修が行われたが、東堤では下鴨領境から下鴨神社の間と、九条殿下屋敷から二条通の間は改修されずに遊水地となっていた。堤防の形状については、西堤の堤防高が2間に対して、東堤は1間と洪水が起きた際には東堤側に溢れるようにされていたことが明らかとなった。

新堤の整備目的は、この遊水地の存在と堤防高の違いなどから、洛中を洪水から守るためと考えられる。さらに、堤防の修復については、修復業務全体を川方が担い、大工方が仕様書を作成し、落札者を奉行所の与力が決める分業体制が整っていたことなど、堤防の整備内容や管理など様々なことが明らかとなり、江戸期における治水行政の一端を知ることができた意義は大きい。

キーワード：鴨川、堤防、川方勤書、賀茂川筋名細絵図、治水行政

## 1 はじめに

京都市の中心部を流れる鴨川には推計で年間 268 万人が、散歩や気分転換などに訪れており<sup>(1)</sup>、鴨川は京都市民の憩いの場となっている。この憩いの場である鴨川は、江戸期に整備された新堤によって空間的な基盤が整ったといえよう<sup>(2)</sup>。新堤は寛文年間に整備されたことから「寛文新堤」と呼称されており、本稿においても寛文新堤の名称を用いる。これまでの寛文新堤に関する研究としては、菊岡が堤防工事の入札規定<sup>(3)</sup>を、吉越が水害発生件数を踏まえて寛文新堤の整備目的等について考察している<sup>(4)</sup>。これらの研究は文献等を用いてわかりやすく示しているが、堤防の詳細や管理方法などについては述べられてはいない。

そこで、本稿では寛文新堤の管理内容等を記載している「川方勤書」と、「川方勤書」と表裏一体となる「賀茂川筋名細絵図」を用いて寛文新堤の整備と元禄十一（1698）年の改修内容に併せて、川方が担う堤防の管理方法や修復費などについての整理を行うとともに、寛文新堤の役割について考察した。

本稿の資料で用いている「賀茂川筋名細絵図」の名称は、京都産業大学図書館の図書原簿への登録書名を使用している。

なお、本稿については鈴木と山崎が執筆し、最後の資料「川方勤書」は史料解題も含め翻刻を山崎が担当した。本稿本文は鈴木が担当した。

## 2 分析に用いた資料等

### (1) 「川方勤書」

「川方勤書」は、京都産業大学図書館が 2018 年に入手した長さが 249.5cm、折本形式（縦 18.5cm、横 9.0cm、28 面）の史料である。作成時期は宝永年間と推定され、鴨川の西賀茂池田井口から五条橋下手までの堤防と、三条・五条橋下敷石等の管理についての記載がある。

## (2) 「賀茂川筋名細絵図」

「賀茂川筋名細絵図」は「川方勤書」と表裏一体で彩色がなされている。本絵図は「川方勤書」に記載のある元禄十一年に改修された後の石積護岸や蛇籠、水刼、井口などとともに、鴨川周辺の寺社や屋敷なども詳細に描かれている。さらに護岸等の延長など管理に必要な情報の記載があり、当時の状況を知ることができる。作成年代については、「京大繪圖」の元禄九年版(1696年)に鴨川と高野川の合流部下流の左岸に法性寺から長徳寺の記載があること、宝永八(1711)年頃に七条通高瀬川から七条通鴨川に移転したとされる松明殿稻荷神社が旧地に描かれていることから<sup>(5)</sup>、元禄九年から宝永八年頃の様子を示している。併せて、荒神口の右岸下流に松平豊後守屋敷の記載(図一1)があることから、松平資俊が豊後守であった宝永二(1705)年から宝永八年に絞られる<sup>(6)</sup>。さらに、宝永五(1708)年の大火で焼失した立本寺等の記載(図一1)がないことから、絵図の作成年代は宝永五年から宝永八年の間となる。<sup>(7)</sup>

寛文新堤が描かれた絵図は、本稿で用いた京都産業大学図書館所蔵する「賀茂川筋名細絵図」を含めて、現時点で6点を確認している。本稿で用いた「賀茂川筋名細絵図」と原本が同じ絵図に、京都市歴史資料館が写真版で保管している小山村庄屋の内藤(武)家文書に含まれる「賀茂川筋用水絵図」があるが、現存の有無は確認できない。「賀茂川筋用水絵図」は「賀茂川筋名細絵図」と違い、妙法院御門跡里坊と今出川通の北に佛陀寺、十念寺など8つの寺等の記述がない。「賀茂川筋用水絵図」には付属資料として位置付けられた「川方勤書」があり、資料に概要を記述している。

他に寛文新堤に関係する絵図で、後年に作成された形式の異なる3点の絵図を確認している。その一点は、『別冊太陽 京都古地図散歩』にも掲載された京都市歴史資料館が所蔵する「賀茂川筋絵図」大塚コレクション No.406(図一2)であり、吉越らが円通寺の建立された宝暦八(1758)年から松平富之助が亡くなった宝暦十二(1762)年の間に作成されたことを、明らかにしている<sup>(8)</sup>。 「賀茂川筋名細絵図」(図一3)と大きく異なるのは、東堤の九条殿下屋敷<sup>(9)</sup>

から下流に蛇籠が整備されている点である。これは鴨川左岸（東側）の土地利用が進んでいたことを示している。西堤の変化としては、丸太町通から下流部所有が「町家、屋敷地一千十三石五斗二合 宮成スクミ 勘助支配」から「九条殿、鷹司殿、近衛殿」に変わり、公家屋敷の前の石積護岸が町人管理の白色から公儀管理の黄色に変わっている。この管理者の変更は石積護岸の管理区分を考える上で重要である。

京都府立京都学・歴彩館が所蔵する「加茂川圖」上・下も、前述の「賀茂川筋絵図」（図一2）と同様に「九条殿、鷹司殿、近衛殿」の記述があり、左岸の二条殿河原敷（下屋敷）から下流に堤防が未整備であることから、「賀茂川筋絵図」が作成された宝暦八年から宝暦十二年の間までに作成されたと考ええる。角倉役所の記載と、近衛殿から上流に河川幅員が記載された赤色の線が細かい間隔で引かれていることから、堤防整備のための絵図と考えられるが、断定するには史料が不足している。

京都府立京都学・歴彩館が所蔵の「賀茂川筋 桂川筋 宇治川筋 木津川筋 共繪圖」は、鴨川、桂川、木津川、淀川の管轄がわかるように色別されている。淀城前の蛇籠については「長齋口稲葉丹後守持分石蛇籠」とあり、三川合流部を中心に「丹後守家来立會場所」の区間として、鴨川が下鳥羽まで、桂川が石原まで、木津川が木津まで、宇治が豪川まで、巨椋池は小倉と向島の間、淀大橋から安田上流まで、新田が立合区間となっている。淀川は、山城国（樟葉村、島本町）から下流についても立合い区間を示す白の着色がなされている。このことから稲葉丹後守が藩主である淀藩が河川管理に関係していたことがわかる。絵図に円通寺と記載があることから宝暦八年以降の作成であると考えられる。

他に「賀茂川筋名細絵図」に関係していると思われる絵図として、京都産業大学図書館所蔵の「加茂川繪圖」がある。本絵図には、元禄十一年に江戸幕府の若年寄米倉丹後守の上方筋取調に際して、鴨川筋見聞の為に中井源八郎より丹後守に進達されたとの記載がある。これらの鴨川に関する絵図をさ

らに研究することで、人々の暮らしと鴨川の関係がより明らかになると考える。

### (3) 文献

「川方勤書」の記載内容の確認、及び、京都所司代が管轄する河川管理については、京都町奉行所が中心となって行政業務の参考とするために編纂した「元禄覚書」人(1700 - 03)と『京都御役所向大概覚書』<sup>(10)</sup>上巻(主に1714 - 15)、個々の事項については京都の町に布連された触等を収録した『京都町触集成』を用いた。宝暦九(1759)年以降の京都所司代が管轄する役人については、京都市歴史資料館が編纂した『京都武鑑』を、他に『史料 京都見聞記』等を用いている。

## 3 京都所司代が管轄する河川の管理

江戸期における淀川の川普請については村田が論じており<sup>(11)</sup>、公儀普請、大名手伝(御手伝普請)、国役普請、領主(御入用普請)の4つの形態と、農民自らが雑色人足を負担して行う自普請に区分される。畿内での大名手伝普請は宝永元年の大和川の改修だけで、宇治川などは国役普請として管理されていた。淀川流域の河川管理については、近江・山城・大和・摂津・河内にわたる土砂留制度が発足した貞享元(1684)年は、全体を京都町奉行が統括していたが、元禄二(1689)年に摂津・河内両国については大坂町奉行の管轄となっている。また、貞享四(1687)年に、川中仕置を基本的な職務とする川奉行が大坂町奉行の配下に置かれ、宇治以下の淀川筋、笠置以下の木津川筋を管轄することとなった<sup>(12)</sup>。その後について、『川方地方御用覚書』の第卅一によると、享保三(1718)年の覚に淀小橋より上流の宇治川と淀大橋より上流の木津川が伏見奉行の管轄とある。元文二(1737)年に淀小橋から下流の山城国(樟葉村、島本町)の部分が京都町奉行の管轄となっている<sup>(13)</sup>。

河川管理の詳細については、「元禄覚書」人に「山城川筋 支配 小堀仁右

衛門」とあり、管理内容として木津川の瓶原郷領・鹿背山村から淀まで、淀から橋本こかね川まで、北川静村から伊勢田村まで城州国の役人で毎年春に修理御普請を行う。宇治川は槇島、三宝領から納所村まで毎年春に修理御普請を行う。ただし、向島村の堤は伏見奉行の管轄である。木津川と宇治川については両奉行が普請を申し付けるとある。他に、桂川の嵯峨天竜寺前から淀川藩落合、鴨川筋は上鳥羽村領から中嶋村領まで、毎年春に修理御普請を行う。これらの河川で手伝船が入用の時は角倉与一、木村源之助に申遣とある<sup>(14)</sup>。同様に京都代官である小堀仁右衛門に関係する史料として『京都御役所向大概覚書』上にも「山城大川筋之事」、「小堀仁左衛門勤方之事」がある<sup>(15)</sup>。両覚書を比較すると、木津川の支配が鹿背山村から笠置まで広がっているなどの違いも見られるが、鴨川の管轄区域は両覚書共に上鳥羽までであり、これより上流は異なる管轄形態であったと考えられる。

前述の享保三年から宇治川と木津川が伏見奉行の管轄となったことについては、宝暦八年以降に作成された「賀茂川筋 桂川筋 宇治川筋 木津川筋 共 繪圖」に京都町奉行が鴨川と桂川、山城国内の淀川を管轄し、その淀川の下流は大坂町奉行、宇治川と木津川は伏見奉行の管轄として描かれていることから確認できる。この頃の京都所司代が管轄する河川管理に関係する役職については、伊勢屋庄助や石田治兵衛などが発刊している「袖中 京都武鑑」に記載がある。宝暦九年から慶応三（1867）年までに発刊された76点の武鑑が、『京都武鑑』上・下に掲載されており、その内で最も古い武鑑は宝暦九年版になる。宝暦九年版に記載のある河川関係の役職としては、「御奉行 松前筑前守 小林伊豫守」、「禁裏御普請山城大川筋御兼帯御代官 小堀数馬」、「淀川過書舟支配 木村宗右衛門 角倉与一」、「桂川筋船賀茂川堤奉行 角倉平治」、「御大工頭 中井主水」、「伏見御奉行 久留鳥信濃守」などがある。これらの役職については、弘化二（1845）年以降の武鑑では「桂川筋船賀茂川堤奉行」から「鴨川堤奉行」や、安政三（1856）年以降の武鑑では「淀川過書舟支配」から「淀川過書舟支配兼帯代官」など名称変更が見られるが、明治期までの

約 100 年間に於いて大きな変化は見られない。延宝八（1680）年から京都代官を世襲する禁裏御普請山城大川筋御兼帯御代官である小堀数馬（小堀仁左衛門家 6 代）と河川に關係する文書として『京都町触集成』第五卷の明和六（1769）年六月四日に「宇治川通当春堤破損所追御普請土方直段入札申付候間、来ル六月七日両日之内、小堀数馬方江罷出、根帳ニ付、仕様帳写取、場所見届入札可致候 右之通洛中洛外へ可相触者也 丑六月四日」とある。<sup>(16)</sup>同様に大川の御普請についても、明和七（1770）年一月十三日に「大川通当春御普請土方直段入札申付候間、望之ものハ来ル十七日十八日両日之内、小堀数馬方江家持受人召連罷越、根帳ニ付、仕様帳写取、同廿日四つ時播磨於御役所札被候間、此旨可相触者也 寅正月十三日」とあり、代官である小堀数馬が宇治川や大川の管理に関わっていたことが確認できる。

事務方として、河川管理を行う川方については、「川方勤書」に延宝八年から修復の記載があることから、寛文新堤が整備された 10 年後には堤防を管理する役職が置かれていたと考えられる。『京都町触集成』第一卷の元禄八（1695）年五月十九日に「賀茂川筋東西両側、町裏石垣根本水除杭しからみ等仕候節者、先々相触候通、川方役人迄相断、差図を請可申候事 亥五月十九日」とあり、<sup>(17)</sup>鴨川堤防を管理する川方役人が元禄八年には存在していたことを示している。

川方について、安国によると川方の業務は宝永七（1710）年に賀茂川筋役掛りが嵯峨角倉家の角倉平治に、禁裏御用筋の一部、四条河原涼みの際の茶屋改めなどは新家方に、他に闕所方の 3 者に区分けされた。<sup>(18)</sup>また、川方は闕所方と兼務であったとしている。<sup>(19)</sup>

それ以降について、『京都武鑑』上の宝暦九年版（1759 年）では小堀手代川方として 2 名が記され、天保十五年版（1844 年）まで同様の記載がある。<sup>(20)</sup>鴨川を管理する「桂川筋船賀茂川堤奉行 角倉平治」に關係する川方については、寛政十三年版（1801 年）と享和四年版（1804 年）には、角倉帯刀手代元メ川方として 2 名、<sup>(21)</sup>文化六年版（1809 年）に角倉手代元メ川方が 1 名の記載がある。<sup>(22)</sup>その他の武鑑で「桂川筋船賀茂川堤奉行」の關係は「角倉手代」

までで川方の記載は見られない。「淀川過書舟支配」についても、「角倉為二郎手代 高瀬川方」の記載が文化十三（1830）年から天保十五年までの武鑑にみられる<sup>(23)</sup>。弘化二年からは東町奉行と西町奉行に分けて役職・氏名が記載されており、川方も同様に東町奉行と西町奉行にそれぞれ川方4名の記載がある<sup>(24)</sup>。これらのことから、各河川を管轄する役所に川方が置かれていたことが確認できる。

江戸幕府の治水政策については、大谷<sup>(25)</sup>が関東の治水政策を中心に論じ、淀川については村田<sup>(26)</sup>、村川<sup>(27)</sup>が論じているが、大坂が中心である。京都町奉行の仕組みについては、藤井が京都町奉行の成立過程について<sup>(28)</sup>、安国が町奉行所の役人については論じているが<sup>(29)</sup>、河川管理に関する記述は少ない。そこで、本稿において関係する史料を収集しその整理を試みたが、京都所司代と代官、奉行との関係、堤防管理の詳細等を理解するには十分とはいえない。さらに文献調査等を行い、年代を追って詳細を明確にしていく必要がある。

#### 4 「川方勤書」に記述のある寛文新堤の管理内容

前述の河川管理の概況も踏まえ、鴨川における堤防管理について明確にするために、「川方勤書」に記載のある寛文新堤に関する事項についての整理を試みる。

##### (1) 寛文新堤の整備

寛文新堤については、「川方勤書」に「板倉内膳正御殿御在京之節、三拾八年以前寛文八申年東西両側堤四千弐百間程宛出来」と記述があり、五条橋から上流の両岸に4,200間程の護岸が、京都所司代である板倉内膳正によって寛文八（1668）年に築堤されたとあるが、寛文八年十月二十五日に京都所司代として上洛の暇を賜った板倉重矩（内膳正<sup>(30)</sup>）が江戸から京都に着いたのが寛文八年十二月五日である<sup>(31)</sup>ことから推察すると、寛文八年中に着手完成するのは期間的に無理があるように思える。事実、寛文新堤の整備に関して大工



頭である中井家と鴨川に関係する 15 点の古文書が、京都府立京都学・歴彩館に保管されている。その中に寛文九（1669）年十月の「賀茂川堤御普請仕様入札帳」、寛文十（1670）年四月十日の「賀茂川東側堤入札仕様帳」、寛文十一年の「京賀茂川東西堤石垣井石樋御普請御銀入用帳」などがあり、寛文新堤の工事が寛文九年から十一年に行われていたことがわかる。

築堤箇所については、「賀茂川筋名細絵図」に描かれ、その詳細については『元禄覚書』人に「西堤 式千六百五拾間（略）右之堤ハ大宮之渡りより荒神口迄ニ有之候。此外ニ大聖寺殿堤大宮之渡り之上手ニ有候。此間数三百式拾間（略）内 三拾間程古堤（略）」とある<sup>(32)</sup>。この記載から西堤は大宮渡（現在の御園橋にあたるため、以下、御園橋とする）から上流へ 320 間と下流へ 2,650 間が整備されたことがわかる。大聖寺堤の名称と古堤 30 間程という記載から、御園橋の上流には寛文新堤が整備される以前にも堤防があったと考えられる。「賀茂川筋名細絵図」には、御園橋から上流に「大聖寺ハ堤長三百二十間」、下流に「西堤是ヨリ荒神口下ル切通迄式千五百四十間」とある。上流の延長は同じだが、下流の延長については「元禄覚書」人の記載より 110 間も短い。

「川方勤書」に「東西両側堤四千式百間程宛出来」とあり、西堤については「元禄覚書」人に記載のある区間の総延長と一致するが、東堤については約 2,400 間の区間の場所が確認できない。この確認できない区間については、「賀茂川筋名細絵図」の流木神社の下流に「是ハ下二条口迄東側古堤跡」との記載（図一2）があることから、流木神社の下流から二条口までの区間と、「賀茂川筋名細絵図」に蛇籠が描かれているが、元禄十一年の改修において新堤との記載がない上賀茂神社から上流の 2 つの区間と考えられる。

堤防の形状は、東堤が、「東堤ハ 根置六間 高サ壱間 馬踏式間」とあり、堤防高が 1 間で天端が 2 間であったことがわかる。対して、西堤は「西堤 根置拾式間 高サ式間 馬踏六間」とあり、堤防高が 2 間で天端が 6 間と、東堤と比べて堤防高が 1 間も高い。これは意図的に西堤を東堤よりも 1 間高くすることで、洪水時には東堤から先に水が溢れるようにしており、洛中を

西堤で守るための工夫が見られる。

## (2) 元禄十一年の改修

「川方勤書」によると、寛文新堤は元禄十一年に改修されている。その内容は「右東堤ハ年々洪水ニ而流失、只今堤形無之、少宛残堤有之候、此内ニ堤御修復料川荒有之、元禄十一寅年新堤千七拾三間再興被 仰付、畑開発小堀仁右衛門支配之、但新堤之間数左ニ記之」とある。記述から東堤は約 30 年間の洪水によってほぼ消失したこと、元禄十一年に 1,073 間の区間が新たに整備されたことがわかる。洪水の特定については、「元禄覚書」人に延宝二（1674）年と延宝四（1676）年の洪水に到って流失とある。<sup>(33)</sup>

新たに整備された区間については「元禄覚書」人に「上賀茂村毛穴井口より本郷井口迄、新堤六百三拾壱間、半木ノ森前中村井口より下鴨領境迄、新堤四百四拾弍間出来」とあり、この 2 つの区間を合せると 1,073 間となり、「川方勤書」及び「賀茂川筋名細絵図」の記載と一致する。この元禄十一年の改修において、再整備されなかった区間は、「賀茂川筋名細絵図」に「是合下ハ下鴨料」と記載（図—3）のある半木神社の下流から鴨川と高野川の合流部までの約 2km と、同様に堤防が描かれていない九条殿下屋敷から古秋月・大炊道（二条口から上流 180 間程）までの約 1km の間である（図—4）。これらの区間は、洪水での被害を軽減するために遊水地とするために意図的に改修されなかったと考えられる。なお、九条殿下屋敷の下流の区間については、宝暦八年から十二年の間に作成された「賀茂川筋絵図」（図—2）に蛇籠の護岸が描かれており、右岸側の土地利用が進んでいることがわかる。堤防の形状については、「新堤 根置三間 高サ壱間 馬踏壱間」とあることから、寛文年間の整備と堤防高は 1 間と同じであるが、天端は 2 間から 1 間へ狭まれている。

一方、西堤は「西堤ハ大宮渡り合荒神口下ル切通シ迄、長式千五百四十間有之、此堤切込候へハ京町中江 水込入候ニ付、毎年堤際蛇籠・水刳等之修

復被 仰付候、此堤外ニ流失之堤御修復料 川荒ニ成有之所、元禄十一寅年新堤四百五拾間再興被 仰付、田畑開発小堀仁右衛門支配之」とある。この記述から東堤の御菌橋から荒神橋までの2,540間は、洪水の度に蛇籠と水刳を修復していたことがわかる。元禄十一年の改修では450間の新堤を整備しており、「元禄覚書」人には、西賀茂村池田井口から山ノ森まで新堤450間出来とある。<sup>(36)</sup>「賀茂川筋名細絵図」にも「西堤是ヨリ荒神口下ル切通迄式千五百四十間」、池田井口の下流に「堤長四百五十間」とあり、「川方勤書」の記載と一致する。

堤防の形状については、「新堤 根置三間 高サ壱間 馬踏壱間」とあることから、寛文新堤の整備では堤防高が2間であったのが、元禄の改修では1間に下げられ、天端幅員も6間から1間へ狭められている。この形状の変化は、上流域であったためと考えられる。

続きに「大聖寺殿堤 根置六間 高サ壱間 馬踏式間 右堤ハ大宮渡りの上ミ西堤ニ続、長三百六拾間有之候」とあり、御菌橋から上流約360間が別に整備されている。大聖寺殿堤は天端幅員が2間と、先の新堤と比較すると1間広く、東堤と同様の形状となっている。なお、絵図には「大聖寺ハ堤長三百二十間」とあり、40間の差異が見られる。また、堤防によって新たに生じる土地での耕作地開発は京都代官である小堀仁右衛門にゆだね、堤防の改修費は角倉与一が所管する藪銀で対応している。鴨川の東側の耕作地は「畑地」、西側は「田畑」と記載があり、土地利用に差異が見られる。

次に公儀と町人に関する石垣護岸の記載がある。公儀が管理している石垣は西堤に1,000間程ある。その箇所は、今出川口から荒神口までが746間半で、柵形の折れ廻りを含むとある。他には、三条大橋・五条橋・大和橋の橋台堤頭留石垣、禁裏御用水樋口、悪水抜樋口、その他で253間半となる。「賀茂川筋名細絵図」では公儀が管理する石垣が黄色で着色されている(図—5)。「元禄覚書」人にも公儀石垣998間半とあり、「九間式尺 大宮之渡り堤之築留石垣折廻共」<sup>(37)</sup>、「式拾八間 御用水樋口之石垣」など詳細な記載がある。

町人の管理する石垣は、兩岸を合わせて2,100間余りある。西堤は荒神口から五条橋まで1,290間程、東堤が二条口から五条橋まで920間程である。この延長は「賀茂川筋名細絵図」の記載と一致し、町人の管理を示す白色で着色されている(図—4)。「元禄覚書」人には、西堤が1,198間、東堤が927間とより詳細な記載がある<sup>(38)</sup>。このことから石垣については、公儀が行う区間と町人が行う区間を分けられていることがわかる。この区分については、「賀茂川筋名細絵図」(図—4)と「賀茂川筋絵図」(図—2)を比較する中で「九条殿、鷹司殿、近衛殿」の公家屋敷の前の石積護岸が町人管理の白色から公儀管理の黄色に変わっており、公家屋敷などを守る護岸は公儀の管理区間、宮川町などの民地を守る護岸は町人の管理区間であることが確認できた。

この他に元禄十一年の河川施設の状況を示す事項として、「川方勤書」には、東西の蛇籠の総延長が8,000間、水制工である水刳が50ヶ所(蛇籠之覚には48ヶ所)とある。これらは毎年の洪水によって増減があるとの記載がある。「元禄覚書」人に蛇籠は、西堤8,379間半、大聖寺堤300間、東堤894間とある<sup>(39)</sup>。「賀茂川筋名細絵図」(図—1、3、4)には、兩岸に整備された蛇籠と西堤の御園橋の下流から今出川口下流部の間に19ヶ所の水刳が描かれている。東堤には水刳が描かれていない。水刳の構造は、絵図から三角形の形状をしていることが確認できる。大きさは「川方勤書」から長さ7間の三つ重、横手3間であったことがわかる。

他には、藪垣が1,012間、井菱垣が410間あり、「賀茂川筋名細絵図」(図—6)に下鴨神社を守る藪垣が描かれている。井菱垣は二条口から上流部、3つの悪水抜の下流に描かれている。

なお、「常憲院殿御實紀」卷廿八に元禄十一年の改修について、堤奉行は修理の金銀、木石等の費用はことさら査検して命ずべし。何事も勘定奉行と商議すべし。勘定奉行に伺う事ある時は京都奉行に伺うべし。此のむねこたび少老米倉丹後守昌尹西上の日、京職の邸にて諸代官に血誓せしめむべしとの記載がある<sup>(40)</sup>。この内容から幕府が寛文新堤の改修費を気にしていたことがわ

かる。

### (3) 鴨川堤防の管理手法（護岸修復）

鴨川堤防の修復工事を請け負わせる手順について「川方勤書」には、堤防が破損した時に両奉行所の御普請方役人が立ち合いの上で、見分けをして有のままを書きつける。内容は、中井主水の配下の棟梁を召し連れて、破損場所に行き、破損延長や坪数を測り、中井主水の大工方が仕様帳を作成する。御普請を受注したい者はお屋敷に提出する。入札については、両奉行所の勘定方与力が立ち合いの上で吟味して決めるとの記載がある。「川方勤書」の「西堤蛇籠・石垣御修復之覚」に記載のある元禄四年から宝永元年までの26回に渡る修復については表—1で示す。

表—1 西堤蛇籠・石垣御修復之覚

	元号	西暦	西堤 修復内容	修復費 (代銀)	修復費 財源等	備考 (町触)
1	元禄4年	1691	蛇籠・石積	15貫332目	關所銀・修復科銀	
2	元禄4年	1691	三之丸様荒神口御 用地水道筋 石垣・石蓋	6貫	關所銀	
3	元禄5年	1692	蛇籠	7貫127 目余	關所銀・修復科銀	8月
4	元禄6年	1693	蛇籠	6貫243 目余	關所銀・修復科銀	8月17 日
5	元禄7年	1694	蛇籠	6貫997 目余	關所銀・修復科銀	8月
6	元禄8年	1695	蛇籠	5貫879 目余	關所銀・修復科銀	
7	元禄9年	1696	蛇籠	4貫332 目余	修復科銀	
8	元禄9年	1696	禁裏御用水修復	674目余	角倉与一預り藪銀	
9	元禄10年	1697	禁裏御用水修復、 但溝筋付替	1貫957 目余	角倉与一預り藪銀	

10	元禄 10 年	1697	蛇籠	8 貫 351 目余	修復料銀・水車運上銀 二条城内 三輪市十郎預 り關所銀	
11	元禄 10 年	1697	禁裏御用水門樋	241 匁 6 分 5 厘	角倉与一預り藪銀	
12	元禄 11 年	1698	蛇籠	7 貫 862 目余	修復料銀・城内關所銀	8 月 21 日
13	元禄 12 年	1699	禁裏御用水・菱垣	314 匁 9 分	角倉与一預り藪銀	
14	元禄 12 年	1699	禁裏御用水溝筋付 替伏樋	1 貫 479 匁 5 分	角倉与一預り藪銀	
15	元禄 12 年	1699	蛇籠	4 貫 165 匁 4 分	修復料銀	
16	元禄 13 年	1700	蛇籠	7 貫 133 目	修復料銀	
17	元禄 14 年	1701	禁裏御用水樋口柵	914 匁 9 分 7 厘	角倉与一預り藪銀	
18	元禄 14 年	1701	蛇籠	8 貫 72 匁 8 分	修復料銀	
19	元禄 14 年	1701	禁裏御用水樋口土 居柵	915 目	角倉与一預り藪銀	
20	元禄 14 年	1701	三条堀川石橋 三 条白川石橋	2 貫 809 匁 2 分 4 厘	角倉与一預り藪銀	
21	元禄 15 年	1702	禁裏御用水藪土居 之間、埋樋仕直	2 貫 336 匁 2 分 8 厘	角倉与一預り藪銀	
22	元禄 15 年	1702	蛇籠	10 貫 748 匁 6 分 4 厘	修復料銀	
23	元禄 16 年	1703	油小路一条橋掛替	4 貫 559 匁 7 分 3 厘	角倉与一預り藪銀	
24	元禄 16 年	1703	蛇籠	6 貫 730 匁 3 分 5 厘	修復料銀	
25	元禄 16 年	1703	西賀茂村、堤崩築 足	3 貫 866 匁 2 分 3 厘	修復料銀	
26	宝永元年	1704	蛇籠	9 貫 357 匁 8 厘	修復料銀	

この修復の中で、『京都町触集成』第一巻において詳細を確認できるのは 4 回である。その一つが元禄十一年八月二十一日の「賀茂川堤入札、元禄十一

寅ノ八月廿二日酉刻 口触 賀茂川筋大宮渡より荒神口下ル所迄蛇籠御修復有之候、入札望之者来ル廿三日朝五つ迄ニ安藤敦河守屋敷江罷出、根帳写可申者也 寅八月廿一日 町代」であり、元禄十一年に行われた御園橋から荒神口までの蛇籠の修復に関する見積りを八月二十三日の朝九時までに東町奉行の安藤敦河守屋敷に提出するようにとある。<sup>(41)</sup>他の口触は区間の明示はないが同様の内容で、異なる部分としては見積りの提出先が元禄五（1692）年八月の口触は淡路守（西町奉行：小出守里）となっている。<sup>(42)</sup>元禄六（1693）年八月十七日の口触も同様で、見積の提出先は伊豆守（東町奉行：松前嘉広）となっている。<sup>(43)</sup>元禄七（1694）年二月の口触は、三条五条橋下敷石の修復で淡路守（西町奉行：小出守里）に見積りを提出することとある。<sup>(44)</sup>京都町奉行は東町奉行と西町奉行に分かれており、月番制や年番制で交互に行う業務が多くあった。他に日記の類である「月堂見聞集」の正徳三（1713）年十月十三日にも蛇籠の修復について「賀茂川筋西堤荒神口上る所より大原渡し迄、蛇籠御修復在之候、明十三日より同十六日、角倉平治宅根張に付、同十七日撰津屋敷札披」とある。<sup>(45)</sup>角倉平治は嵯峨角倉家の当主で、宝永七年から賀茂川筋役掛りを務めている。<sup>(46)</sup>撰津守は西町奉行の中根正包である。

「川方勤書」に記載のある三条大橋と五条橋の橋下敷石の敷替について、延宝八年から元禄十四年までの7回の修復内容を表—2で示す。

表—2 三条大橋・五条橋 橋下敷石修復 一覧

元号	西暦	三条大橋 (長57間4尺5寸、 幅3間4尺、敷石 2,030坪)		五条橋 (長64間4尺5寸、幅 4間1尺、敷石1,791坪)		修復費 財源等	備考 (町触)
		数量 (坪数)	修復費 (代銀)	数量 (坪数)	修復費 (代銀)		
延宝8年	1680	87坪	11貫121匁 2分	405坪	53貫257匁 5分	大坂御銀	
天和3年	1683	37坪	6貫60匁 6分	190坪	24貫974匁 5分	大坂御銀	

貞享2年	1685	71坪	11貫336匁 5分	221坪	31貫413匁 4分5厘	大坂御銀	
元禄4年	1691	248坪	32貫297匁 1分	25坪	3貫870目	關所銀	
元禄7年	1694	41坪	5貫721匁 6分	100坪5分 2厘	13貫229匁 9分5厘	關所銀	2月
元禄8年	1695	—	—	79坪5分	4貫520目	關所銀 水鼓石	2月9日
元禄14年	1701	162坪 5分	17貫14匁 7分2厘	347坪3分	39貫177匁 1分9厘	大坂御銀	

注) 三条大橋の敷石については『川方勤書』に記載がないため、『賀茂川筋名細絵図』より記載。

『京都町触集成』第一巻において詳細を確認できるのは2回である。この寛文新堤と三条・五条橋の敷石の他に、川方が取り仕切る修復工事については、鴨川に接する禁裏御用水や荒神口御用地水道筋、三条・五条橋の架け替えに際して車道と松原に仮橋する工事がある。これら全ての修復等の工事については、『京都町触集成』の第一巻と第二巻で、元禄五年から元文三（1738）年までの間に約40回の町触が確認できる。

「川方勤書」には修復工事の材料についても記載があり、石垣敷石等に使う石は、御公儀の山である音羽谷の石を使い、蛇籠の竹は角倉与一が管理している御土居の竹を用いる。坑木は御買い上げの品を使う。その他は請負人に任される。音羽谷については、「元禄覚書」人に「音羽谷より三条橋迄間数三千九百間」、「音羽谷より五条橋迄間数四千六百弍拾間」、「先与一時分寛文九年酉年支配被仰付候」とあることから、場所は修学院音羽谷で角倉与一が支配していたことがわかる。京邊堤防の竹林（御土居の竹）についても、寛文九年九月二十九日に淀川過書支配であった角倉与一（玄起）に預けるとある<sup>(48)</sup>。

その他の川方業務に関する「川方勤書」の記載には、堤防の管理（堤防の見廻り）から、三条・五条橋の上流の高洲の取り除きや、四条涼での小屋の



確認など様々な内容があった。堤防の管理については、洪水の時にはその旨を申し上げて、昼夜を問わず堤防の破堤を防ぐ工事を行う。洪水の時には町々から人足を出してもらい、破損箇所には杭を打ち、竹で流し掛を行い、土俵を打ち込む。材料は御土居の竹を使い、杭は川端の所々に置いてある古杭を使う。夜中の場合は、御土居の枯れた竹を松明として使うとある。他には、西堤の藪垣 1,012 間、井菱垣 410 間について町夫が毎年修繕する。下草刈りは隔年で町夫が行う。

川方が町人の管理区間に関係する記述として、「川方勤書」に町人石垣の根元に杭を打つ許可とある。この許可については『京都町触集成』第一巻の元禄八年五月十九日に「賀茂川筋東西両側、町裏石垣根本水除杭しからみ等仕候節者、先々相触候通、川方役人迄相断、差図を請可申候事 亥五月十九日」とあり、川方が石垣根本の杭に関する許可を出していたことが確認できる。<sup>(49)</sup>

町夫の仕事としては、三条・五条橋の上流の高洲川浚、洪水の時の見分、入用時の人足、今出川と二条口の塵捨場の蛇籠 687 間の水除杭の修繕などがあった。

また、寛文新堤の管理とは異なるが、四条涼での小屋の設置と撤去の見分けを行い、下鴨糺涼の時分にも水茶屋や見せ物小屋の指導監督を行い、連判手形を取り置いていた。鴨川以外の業務として、堀川の見廻りと掃除、堀川油小路橋、堀川三条橋、三条通白川橋、伏見街道祓川之橋、その他の修理なども行っていた。

#### (4) 修復の財源

川方が行う修復工事等の財源についても「川方勤書」に記載がある。賀茂川の修復料は、東西堤防筋の家敷地及び田畑から京都代官である小堀仁右衛門が毎年 1/3 の直段に取り立て、預かることとされていた。その修復料は、京都代官である小堀仁右衛門からの 252 石 7 升の御修復料銀となる。不足の場合、貞享二 (1685) 年までは大坂御銀。元禄四年、七年、八年は關所銀。

元禄十四（1701）年は關所銀が無くなったので大坂御銀を用いていた。他に、元禄九年から元禄十六年の間では角倉与一が管理する御土居の藪銀を用いる例も見られる。

銀納覚として、間之町、真如堂、榎木町、武家町の明地（約 4,050 坪）の年貢として銀 443 匁 9 分 7 厘であった。その内訳は、間之町 今出川（2604 坪 1 歩 2 厘 銀 284 匁 8 分 9 厘）、武家町 榎木町（1,454 坪 9 厘 銀 159 匁 7 厘 7 毛）とある。他に大宮郷井水を引き込んだ二俣川に油しぼりのための水車 1 基があり、元禄十一年から運上として人足 150 人を出すことが定まっていた。「賀茂川筋名細絵図」（図—3）には、下鴨口の上流域の農地がピンク色に着色され、「小山村御修復料」、「鞍馬口上下御修復料」とあり、石数と庄屋名も記載されている（図—2）。このように鴨川周辺の農地から修復料を取ることは平安期にも行われていた。<sup>(50)</sup>

#### (5) 覚書

川方として知っておく必要がある事項を記述した「覚」として、「無縁墓所覚」として清水境内など 5 カ所、「菱垣覚」として鞍馬堤犬走に 29 間有など合計で 410 間と、詳細な場所と延長等の記述がある。他に「藪垣覚」、「笹之覚」、「蛇籠之覚」、「銀納覚」、「石垣敷石覚」、「犬走覚」、「御用水覚」、「仮橋覚」、「殺生覚」がある。「仮橋覚」には、松原通、四条、二条、荒神口、今出川此 5 箇所、橋板幅 4 尺とあり、関係する仮橋と幅員が決まっていたことがわかる。

なお、参考として「菱垣覚」を表—3、「藪垣覚」を表—4、「笹之覚」を表—5 で場所と数量を示す。

表—3 菱垣覚（410 間）

場 所	数量（間）
鞍馬堤犬走	29
榎木明地表側	48
御用水樋口惣廻り	160
下鴨口堤犬走西東南	57
武家町明地四方	115
小 計	409

表—4 藪垣覚 (1012 間)

場所	数量(間)
西堤大宮口の大野樋口迄	79.5
大野樋口の子安道迄	37
子安道池殿口迄	56
池殿口随念寺門前迄	82
随念寺門前中大路迄	48
中大路清蔵口迄裏表	76.5
清蔵口同下ル所裏表	64.5
下鴨口今出川口下ル所迄	482.5
荒神口升形南側折廻り	86
小 計	1012

表—5 箒之覚 (687 間)

場所	数量(間)
二条塵捨場 但悪水抜二ヶ所共	263.5
今出川塵捨場	232.5
荒神口悪水溝	54
御用水樋口之所両側	137
小 計	687

## 5 まとめ

近世の鴨川における堤防管理に関する研究は少なく、その実態が明らかとはいえない。そこで、京都産業大学図書館が2018年に入手した「川方勤書」と、その表裏一体となる「賀茂川筋名細絵図」を基本に堤防の整備内容や管理内容について整理を行い、堤防の整備区間、形状、管理方法について明らかにすると共に、堤防の整備目的について考察した。その内容を以下に要約する。

### (1) 堤防の整備区間

寛文年間に新たな堤防（寛文新堤）が、両岸に4,200間ほど整備された。整備区間は、西堤が御蔭橋から五条橋までと、大聖寺殿から御蔭橋までを合わせた4,268間になる。東堤は長徳寺から九条殿下屋敷と二条通から五条橋までの区間以外は明確ではないが、「賀茂川筋名細絵図」（図—3）の半木神社の下流に「是下二条口迄東側古堤跡」とあり、この区間などが寛文期に築堤されたと考えられる。

堤防は延宝二年と延宝四年の洪水で流失し、東堤は堤としての形が残って

いない状況となったが、西堤は洪水の度に修復を行っている。元禄十一年の改修で新たに整備された堤防は、西堤が西賀茂の池田井口から山ノ村まで。東堤が半木ノ森前中村井口から下鴨領境まで、上賀茂村毛穴井口から本郷井口までであった。この改修で下鴨領境から下鴨神社までと、九条殿下屋敷から二条通までは改修されなかった。この後の整備として、宝暦八年から十二年の間に作成された「賀茂川筋絵図」(図一2)には九条殿下屋敷から二条通の間に蛇籠が描かれており、絵図が描かれた時には堤防が整備されていたことがわかる。

## (2) 堤防の形状

寛文新堤の整備時においては、西堤の堤防高が2間で天端が6間であったのに対して、東堤は1間で天端が2間であり、洪水が起きた時には、東堤側に水が溢れるようになっていた。元禄十一年の改修で鴨川上流部の新堤については、西堤と東堤は堤防高が1間、天端も1間と同じ形状となっている。

## (3) 堤防の管理方法

延宝八年に三条・五条橋下敷石の修復記録から寛文新堤が整備された約10年後には堤防を管理する役職が置かれていたと考えられる。堤防等の修復に際しては、川方が大工方である中井主水の配下の棟梁と破損場所に行き、大工方が修復のために破損延長や坪数の仕様書を作成する。口触を見て受注したい者は入札を行い、請負者を奉行所が決める。この手順は、現在の行政が行っている土木工事の発注手順と同様である。また、そのために必要な経費を鴨川周辺の農地から徴収するシステムもあった。さらに民間の力を活用している点として、公儀と町人が管理する区分も明確になっている。町人の管理する区間において、川方が関わるのは石垣根本水除杭を打つ許可だけであった。この管理区間も土地利用に応じて、町人から公儀に変わることも確認できた。

#### (4) 堤防の整備目的

寛文新堤の整備目的は、水害から洛中を守るためと考えられる。その理由には3点あり、寛文新堤の西堤の堤防高を2間とし、東堤より1間も高くしている。さらに西堤は毎年修復しているが、東堤は修復していない。元禄十一年の改修においても東堤については未整備区間をつくり遊水地を設けている。他の史料として、室町の商家に生まれた百井塘雨（生年不明 - 1794年）が記した「笈埃随筆」に「昔は鴨川の水、夏秋大雨の節は洛中へ溢れしに、板倉内膳正殿所司代の御時、堤を堅固に築かれしより、今に洛中水の害なし、此侯の功なり<sup>(51)</sup>」とあり、江戸中期において寛文新堤によって水害が軽減されていると認識があったことがわかる。

「川方勤書」には、これらの堤防に係る事項に併せて、四条涼、下鴨礼涼、築（鮎）、水車などの事項もあり、他分野での研究史料ともなり得る。さらに、他の河川においても、近世における河川管理の研究が進むことを期待したい。

最後に本研究は、京都の水文化を研究する市民活動団体である「カップ研究会」において江戸期に描かれた数点の絵図を読み解くことから始まった。同研究会において御示唆をいただいた安田勝氏をはじめ、史料等の解説でお世話になった京都府立京都学・歴彩館と、京都市歴史資料館の方々にお礼を申し上げたい。

#### 注

- (1) 京都府建設交通部河川課：平成27年度鴨川利用実態調査結果 p2・p5、2020年10月30日 (<https://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/documents/12siryou5-4.pdf>)
- (2) 鈴木康久(2019)：「鴨川における「景観」の変遷」、山田浩之、赤崎盛久『京都から考える 都市文化政策とまちづくり』、ミネルヴァ書房、p144 - p159
- (3) 菊岡俱也(2004)：「江戸時代の鴨川堤防の入札規定を追う(二)」『CE 建設業界 2004年6月号』、社団法人日本土木工業協会、p58
- (4) 吉越昭久(2006)：京都・鴨川の「寛文新堤」建設に伴う防災効果、『立命館文学』

- 593号』、立命館大学人文学会、p135
- (5) 石田孝喜(2005)：『京都 高瀬川』、思文閣出版、p171。佐和隆研、奈良本辰也、吉田光邦ほか(1984)：『京都市大辞典』、淡交社、p582
- (6) 高柳光寿、岡山奏泰四、斎木一馬(1966)：『新訂 寛政重修諸家布譜』第二十一、続群書類従完成会、p108
- (7) 史籍研究会(1985)：「宝永戊子火記」『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第二「視聽草」九集之八』、汲古書院、p2
- (8) 高橋洋二(1994)：『別冊太陽 京都古地図散歩』、平凡社、P62-63
- (9) 吉越昭久、他(2007)：「賀茂川筋絵図」の作成年代確定と災害とのかかわり『京都歴史災害研究 第7号(2007)』、立命館大学歴史都市防災研究所、p59
- (10) 京都府立総合資料館(2005)：「京都覚書」について『資料館紀要』第33号、京都府立総合資料館、p4 - 7
- (11) 村田路人(2009)：『近世の淀川治水』、日本史リブレット93、山川出版社
- (12) 村田路人(2009)：『近世の淀川治水』、日本史リブレット93、山川出版社、p92 - 95。植村義博、鈴木康久、片山正彦(2020)：「伏見宇治川筋絵図」(天保期)による宇治川の破堤と被害状況『京都歴史災害研究』第21号、立命館大学歴史都市防災研究所、p12
- (13) 大阪市史編纂所(2005)：『川方地方御用覚書』大阪市史史料第六十六輯、大阪市史料調査会、p93 - 94
- (14) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰(1985)：「元禄覚書」人『新撰京都叢書 第一巻』、臨川書店、p179 - 180
- (15) 岩生成一(1973)：『京都御役所向大概覚書』上巻、清文堂出版、p93 - 97、p313 - 315
- (16) 京都町触研究会(1984)：『京都町触集成』第五巻、岩波書店、p16
- (17) 京都町触研究会(1983)：『京都町触集成』第一巻、岩波書店、p34
- (18) 安国良一(1996)：「町奉行所の役人」『京都町触の研究』、京都町触研究会、岩波書店、p167
- (19) 安国良一(1996)：「町奉行所の役人」『京都町触の研究』、京都町触研究会、岩波書店、p159
- (20) 京都市歴史資料館(2003)：『京都武鑑』上、京都市歴史資料館、p3 - 41
- (21) 京都市歴史資料館(2003)：『京都武鑑』上、京都市歴史資料館、p9、京都市歴史資料館(2004)：『京都武鑑』下、京都市歴史資料館、p33
- (22) 京都市歴史資料館(2003)：『京都武鑑』上、京都市歴史資料館、p13
- (23) 京都市歴史資料館(2003)：『京都武鑑』上、京都市歴史資料館、p15 - 41
- (24) 京都市歴史資料館(2003)：『京都武鑑』上、京都市歴史資料館、p43 - 87。京都市歴史資料館(2004)：『京都武鑑』下、京都市歴史資料館、p3 - 25

- (25) 大谷貞夫 (1996) : 『江戸幕府治水政策史の研究』、雄山閣出版、p87 - 288
- (26) 村田路人 (2009) : 『近世の淀川治水』、日本史リブレット 93、山川出版社、p92 - 98
- (27) 村川行弘 (1980) : 「近世淀川治水史」『大阪経済法科大学論集』第十号、大阪経済法科大学経法学会、p1 - 27
- (28) 藤井譲治 (1996) : 「京都町奉行の成立過程」『京都町触の研究』、京都町触研究会、岩波書店、p135 - 157
- (29) 安国良一 (1996) : 「町奉行所の役人」『京都町触の研究』、京都町触研究会、岩波書店、p159 - 192
- (30) 内藤耻叟 (1985) : 『徳川十五代史』二、新人物往来社、p1042
- (31) 京都町触研究会 (1996) : 『京都町触の研究』、岩波書店、p148
- (32) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p182
- (33) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p183
- (34) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p183
- (35) 鈴木康久 (2020) : 鴨川の遊水地『日本の老舗 332』、白川書院、p18-21
- (36) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p182
- (37) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p183 - 184
- (38) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p185
- (39) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元禄覚書」人『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、p183
- (40) 黒板勝美、國史大系編修會 (1965) : 「常憲院殿御實紀」『徳川實紀』第六編、吉川弘文館、p337
- (41) 京都町触研究会 (1983) : 『京都町触集成』第一卷、岩波書店、p58
- (42) 京都町触研究会 (1983) : 『京都町触集成』第一卷、岩波書店、p8
- (43) 京都町触研究会 (1983) : 『京都町触集成』第一卷、岩波書店、p17
- (44) 京都町触研究会 (1983) : 『京都町触集成』第一卷、岩波書店、p20
- (45) 駒敏郎、村井康彦、森谷魁久 (1992) : 「月堂見聞集」『史料 京都見聞記』第四卷、法蔵館、p47
- (46) 安国良一 (1996) : 「町奉行所の役人」『京都町触の研究』、京都町触研究会、岩波書店、p159

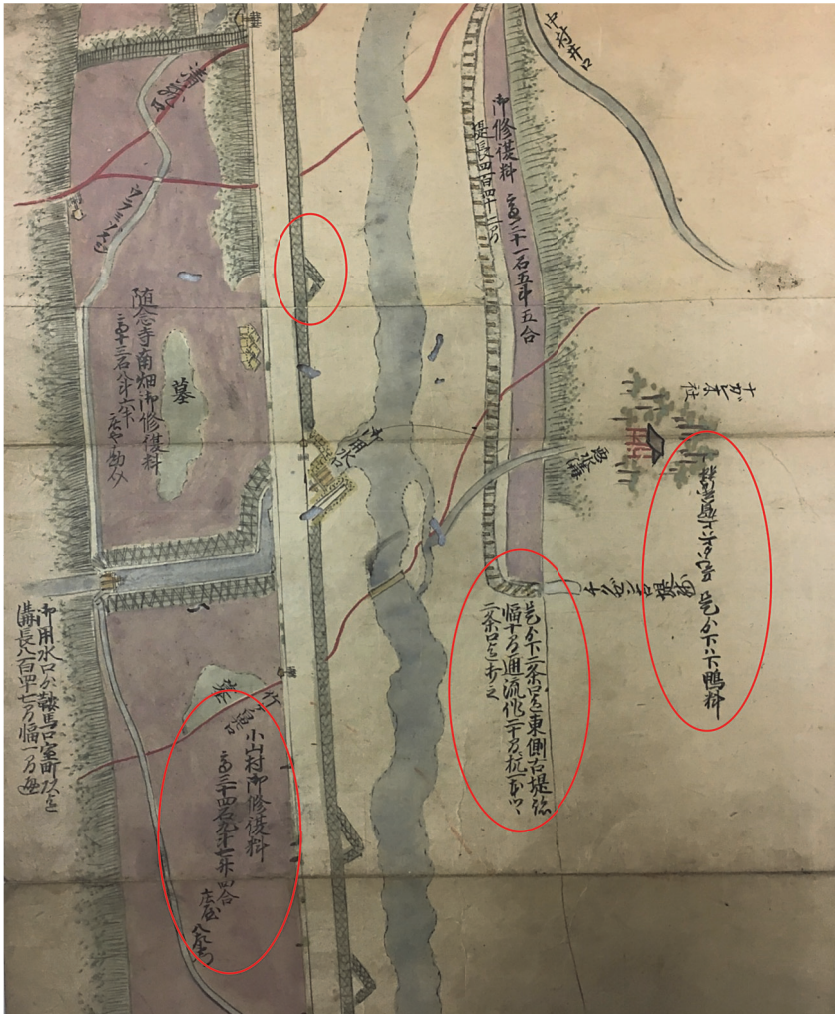
- (47) 新撰京都叢書刊行会 代表野間光辰 (1985) : 「元祿覚書」人『新撰京都叢書 第一卷』、臨川書店、p186
- (48) 黑板勝美、國史大系編修會 (1965) : 「嚴有院殿御實紀」『徳川實紀』第五編、吉川弘文館、p55-56
- (49) 京都町触研究会 (1983) : 『京都町触集成』第一卷、岩波書店、p34
- (50) 森谷尅久、山田光二 (1980) : 『京の川』、角川選書、p24
- (51) 駒敏郎、村井康彦、森谷尅久 (1992) : 笈埃隨筆『史料 京都見聞記』第四卷、法蔵館、p366



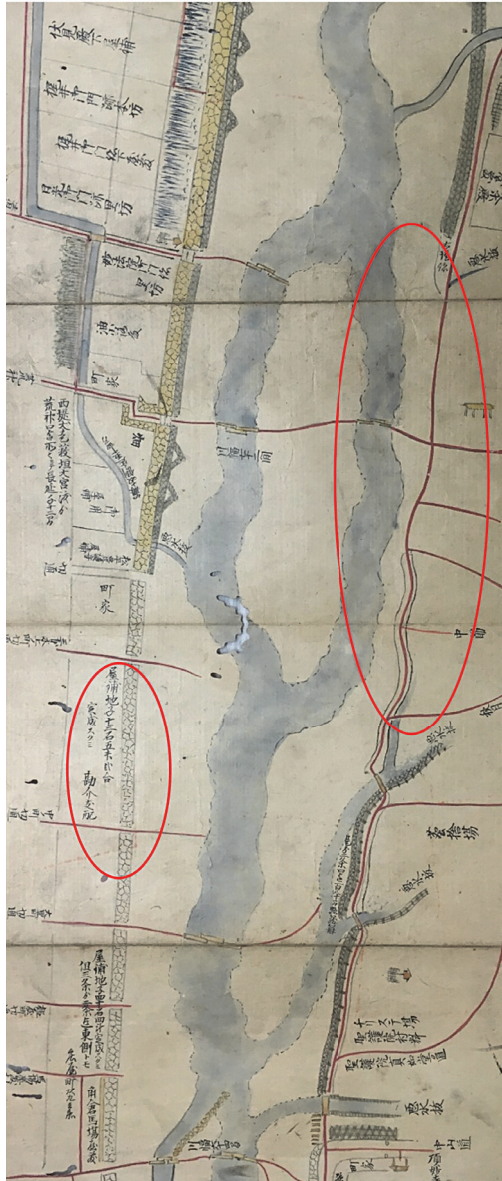
図一 「賀茂川筋名細絵図」(部分) 京都産業大学図書館所蔵



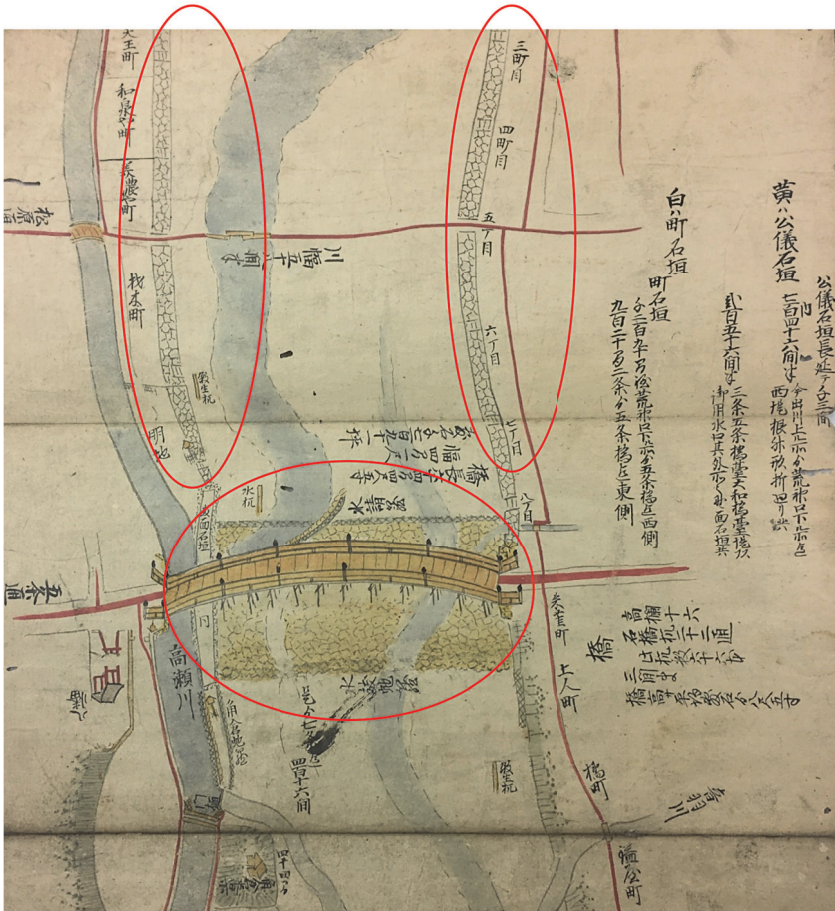




図一3 「賀茂川筋名細絵図」(部分) 京都産業大学図書館所蔵



図一4 「賀賀川筋名細絵図」(部分) 京都産業大学図書館所蔵



図一5 「賀茂川筋名細絵図」(部分) 京都産業大学図書館所蔵



図一六 「賀茂川筋名細絵図」(部分) 京都産業大学図書館所蔵

